

# 運営指導における 主な指導事項

特定施設入居者生活介護 編

埼玉県福祉監査課

## 従業員の員数

1. 人員基準で必要な常勤看護職員が配置されていない期間があった。自主点検のうえ体制届出を提出するとともに返還期間及び返還方法を保険者と協議の上、過誤調整等により返還の手続きをとること。

## サービス提供の記録

週2回の入浴が確認できない時期があった。  
提供したサービス内容を適切に記録すること。

## 取扱方針(身体的拘束等の適正化)

1. 身体的拘束等の適正化のための指針に盛り込むべき内容を記載すること。
2. 身体的拘束等を開始する場合は、拘束開始までに家族等の同意を得ること。
3. 身体的拘束適正化検討委員会の結果は、すべての介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
4. 新規採用時の身体的拘束等の適正化の研修内容を記録すること。

## 非常災害対策

1. 非常災害に関する具体的計画を策定し、従業者への周知と訓練を十分に行うこと。
2. 浸水想定区域に立地している場合は、水防法に基づく避難確保計画を策定し、計画に基づく避難訓練を実施すること。
3. 非常災害物資(食料、飲料水)について、3日分程度備蓄するよう努めること。

## 事故発生時の対応

1. 骨折等で医療機関を受診又は入院した事故が発生した時は、危機管理マニュアルに従い、市町村長及び県福祉事務所に事故報告等を提出すること。
2. 利用者等の無断外出による行方不明者の発生や虐待の疑い等、利用者等の生命・身体に重大な結果が生じるおそれがある事故が発生した時は、危機管理マニュアルに従い、遅滞なく市町村長及び県福祉事務所に事故報告等を提出すること。

## 夜間看護体制加算

常勤の看護師を配置せずに算定していた期間があった。算定要件を満たしていないので自主点検を行い、返還期間及び返還方法等について保険者と協議の上、保険者の指示に従い過誤調整等により返還の手続をとること。

## 医療機関連携加算

1. 協力医療機関又は利用者の主治の医師に対して、利用者の健康の状況について月に1回以上情報提供していないにもかかわらず算定していた。加算算定要件を満たしていないので自主点検を行い、返還期間及び返還方法等について保険者と協議の上、保険者の指示に従い過誤調整等により返還の手続をとること。
2. 協力医療機関への情報提供においては、医師の受領の確認を得たことについて明確に記録すること。
3. 協力医療機関に対する情報提供日前30日以内において、特定施設入居者生活介護を算定した日が14日未満であるにも関わらず医療機関連携加算を算定していた。加算算定要件を満たしていないので自主点検を行い、返還期間及び返還方法等について保険者と協議の上、保険者の指示に従い過誤調整等により返還の手続をとること。

## 口腔衛生管理体制加算

事業所において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成すること。